

各 位

令和 2 年 3 月 1 7 日  
飛 驒 農 業 協 同 組 合

## 不祥事件発生とお詫びについて

このたび、当組合におきまして不祥事件が発覚いたしました。社会的、公共的な役割を担う農業協同組合として、組合員、利用者をはじめ、地域の皆様ならびに関係各位には多大なるご迷惑をお掛けすることとなり、心から深くお詫び申し上げます。

なお、本件に関しまして組合員、利用者、地域の皆さまに対する被害はございません。

当組合はこの度の不祥事件を厳粛に受け止め、役職員一丸となって今後の対応に取り組むことにより再発防止に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 1. 不祥事件の概要

給油所職員が、自身の勤務する給油所からプリペイドカード（19,700円相当）を令和元年10月に着服し換金していたことが、令和2年1月29日に発覚いたしました。

本件につきましては、高山警察署に「被害届」を提出し、プリペイドカードは高山警察署を通じて返却されております。

また、同給油所において令和元年12月1日に370,000円の現金不足が発生いたしました。この件についても、高山警察署に「被害届」を提出しております。

### 2. 当事者及び関係者の処分

次のとおり処分しました。

- 1) 当事者 懲戒解雇
- 2) 関係者 規則に基づき処分

### 3. 関係機関への届出・相談

行政庁（岐阜県）、岐阜県農業協同組合中央会等連合会への届出をしております。

### 4. 今後の対応

今後は、内部管理態勢の一層の充実とコンプライアンス意識の向上を図り、再発防止策の策定と確実な実践に取り組み、一日も早い信頼回復に全力を尽くす所存です。

<本件に関するお問い合わせ窓口>

飛驒農業協同組合 本店 総合企画部長 総合企画部内部統制推進課長

電話（0577）36-3020 （総合企画部内部統制推進課受付） ※土日祝日を除く9：00～17：00